

お知らせ

春の火災予防運動週間

4月4日(日)～10日(土)

◆統一標語◆『消えるまで ゆっくりに火の元 ならめっ!』

消防本部及び消防団では、火災予防運動週間に火災予防啓発活動の一環として次の行事を行います。

▼4月4日(日)

- ・各地区消防団一斉放水訓練
  - ・住宅用火災警報機設置PR活動
  - ・防火ぬり絵展示(10日まで)
- 場所 マックスバリュたかのす  
店イベント広場(放水訓練を除く)
- ▼3月29日(月)～4月11日(日)
- ・防火ぬり絵展示

場所 内陸線阿仁合駅、道の駅あに

※期間中は、朝7時と夜9時(森吉夜8時)に防火サイレンを鳴らすほか、消防車両による防火巡回広報をします

※阿仁地区では、阿仁合小と大阿仁小の児童が、朝7時と夜7時に防災無線で防火広報活動を行います

消防本部 予防課

☎62-1119

■市民グループ森づくり活動支援事業  
県緑化推進委員会では、市民グループが行う植林、育林等の森づくり活動に対し助成を行っています。

対象 市民グループ(町内会、子ども会、有志会など)

助成要件 ①概ね30人以上が参加して行われる活動であること

②活動対象地として土地所有者の了解が得られている場所で行うものであること

申込期限 6月1日(火)

※詳しくはお問い合わせください

農林課 林業振興班

☎72-5241

秋田県合同就職面接会

東京会場

期日 4月15日(木)

時間 13時～16時(受付12時～)

場所 中野サンプラザ

秋田会場

期日 5月6日(木)

時間 12時30分～16時30分(受付11時30分～)

場所 秋田ビューホテル

◇共通事項

対象 平成23年3月に大学、短大、高専、専修学校等を卒業予定の学生(一部企業では既卒者も対象)

※入場無料、入退場自由

県雇用労働政策課

☎018-860-2335

第8回秋田県障害者スポーツ大会の申込み

大会期日 9月4日(土)

競技種目 陸上競技、水泳、卓球、

- サウンドテーブル tennis、アーチェリー、ボウリング、フライングディスク、バレーボール(精神障害)
- 申込書配布 5月6日(木)より、市役所福祉課で申込関係書類の配布を開始します。また、同日より県障害者スポーツ協会ホームページからも入手できます。
- 申込締切 6月11日(金)
- ☎ 018-864-2750  
☎ 018-874-9467
- 国家公務員採用Ⅲ種試験  
税務職員(高校卒業程度)
- 試験日 9月5日(日)
- 受験資格 平成元年4月2日から平成5年4月1日生まれの方
- 申込書請求 5月10日(月)から最寄りの税務署、仙台国税局人事第二課、人事院東北事務局で配布
- 受付期間 6月22日(火)～29日(火)
- 人事院東北事務局  
☎022-221-2022
- 多重債務相談窓口(無料)
- 借金を抱えお悩みの方々からの相談に応じます。借金問題は様々な方法で必ず解決できます。お気軽にご相談ください
- 時間 8時30分～17時30分(平日)
- 窓口 財務省東北財務局秋田財務事務所(秋田第二合同庁舎3階)
- ☎018-862-4196(専用)

ちきゅうおんだんかたいさく 地球温暖化対策 ～エコな生活をしましょう! 生活課環境班 ☎62-1110

地球温暖化は、人為起源の温室効果ガスの増加による可能性がかなり高いといわれています。温室効果ガスには、主なものとして6種類あり、その中でもエネルギー起源の二酸化炭素が大きな割合を占めています。自然豊かな北秋田市や、美しい地球を子孫に引き継いでいくためには、皆さん一人ひとりが将来に対し責任を持った行動を実践していく必要があります。今回は、家庭でもできる地球温暖化対策について紹介します。

目標を達成するため、各家庭では次のような取り組みをお願いします

エネルギー使用量の削減

- 冷房機器は不必要なつけっぱなしをしない
- 見たいテレビ番組を選んで見る
- 電気製品は、使わない時はコンセントからプラグを抜き、待機時消費電力を少なくする
- 人のいない部屋の照明は、こまめに消灯する
- 電気ポットは長時間使わない時には、コンセントからプラグを抜く
- 冷蔵庫の扉の開閉を少なくする
- 洗濯する時は、まとめて洗う
- 温水洗浄便座は使用しない時、ふたを閉める



乗用車の燃料使用量の削減

- アイドリングはできる限りしない
- 空ぶかしを自粛する
- 経済速度を心がけ、急発進、急加速をしない
- タイヤの空気圧は適正に保つ
- 無駄な荷物を積んだまま運転しない



灯油使用量の削減

- 暖房は20℃を目安に温度設定する
- 暖房機器は不必要なつけっぱなしをしない
- 天井から床までのカーテンを口使用する
- お湯の無駄使いをしない
- シャワーの不必要な使用時間を減らす



家庭ごみの減量

- 買い物に行くときはマイバッグを持参し、レジ袋を断る
- 生ごみはできるだけ水を切る(ごみの重さの30%～40%は生ごみが占めており、そのほとんどは水分)
- 分別収集への協力(新聞・チラシの他、包装紙や菓子箱等の容器包装ごみも古紙回収へ)



消費者トラブルに巻き込まれたときはなるべくお早めにご相談ください

北秋田市消費生活相談 (生活課 地域推進班内)

受付時間: 月曜～金曜日(平日) 8時30分～17時15分 ☎62-6628

消費生活相談窓口では、消費活動に伴うトラブルについての相談を受け付けています。どうすればいいか困ったときや、不審に思ったときは、一人で悩まずに消費生活相談窓口へご相談ください。



【これまでの相談例】

- ①購入した商品に関するトラブルについて
- ②還付金詐欺や架空請求などの対処法について
- ③悪質商法による被害の予防または、被害回復について
- ④多重債務問題の解決について

消費生活に関する講座を開いてみませんか?

市では、自治会や学校、自主グループの学習会などへ出向いて、消費生活に関する講座を実施します。希望される方はご連絡ください。

住宅用火災警報器 設置義務化 平成23年6月から 設置はお済みですか?

北秋田市管内や県内外において、住宅火災による死者が発生しています。建物火災では、火災の発生に気づくのが遅れて『逃げ遅れ』により、多くの方が亡くなっています。ご自身の身を守るためにも、『住宅用火災警報機』を設置しましょう。市では、設置の推進を図るため、次のとおり補助金交付を延長します。



消防法で全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられます(平成23年6月1日までに)

対象 自治会や町内会、婦人防火クラブが共同購入する場合  
金額 共同購入世帯数に300円を乗じた額  
期間 平成23年3月31日まで

☎ 消防本部 総務課 ☎62-1119